

由布市高齢者世帯リフォーム支援事業

概要	高齢者の安全確保や住環境の向上を図ることを目的とし、バリアフリー改修工事を行おうとする住宅の所有者に対し補助金を交付します。
補助内容	補助対象工事費の1/5（補助金上限：30万円） ※ただし、補助対象工事費が30万円以上の工事が対象となります。
注意事項	・優先順位 ①介護保険住宅改修 ②在宅高齢者住宅改造助成事業 ③高齢者世帯リフォーム支援事業 →①…介護保険の住宅改修の対象となる改造がある場合は、そちらの給付を受けること（併用可）※介護保険分除外後の工事費が30万円未満の場合は対象外 →②…「在宅高齢者住宅改造助成事業」との併用不可 ・同一住宅につき1回限り（過去に補助金をもらったことがあれば対象外） ・事前着工は対象外
対象者	次の①～④の全てに該当する世帯 ① 由布市内に居住している世帯 ② 65歳以上の高齢者がいる世帯 ③ 世帯全員の前年の所得合計が350万円未満 ※高齢者と高齢者以外（18歳未満の世帯員を除く）からなる世帯の所得においては、公的年金等を除く。 ④ 市税等を滞納していないこと
必要書類	① 申請書 ② 所得金額等調査同意書 ③ 世帯員全員分の前年の収入額が分かる証明書（高校生以下で所得がないものは除く。） →令和7年度所得において、由布市で所得状況が確認できない方のみ。 ④ 改修工事の内容を示す平面図及びその他の図面 ⑤ 改修工事費の補助対象部分が明記された内訳書（見積書） ※細かな内訳を示すこと。「リフォーム工事一式1,500,000円」等は不可。 工事個所別（部屋ごと）に工事内容・材料費を明記要。 ⑥ 工事個所の写真（日付を入れること） ⑦ 耐震・リフォームアドバイザー派遣制度もしくは、木造住宅等耐震化促進事業を利用したことがわかる書類の写し（報告書等） ※昭和56年5月以前に建てられた木造住宅に限る。 →申込方法は、 ◎耐震・リフォームアドバイザー派遣制度 大分県建築士事務所協会（電話：097-537-7600） ◎木造住宅等耐震化促進事業 由布市建設課、挾間・湯布院地域整備課 ⑧ 住宅改修承諾書（申請者が住宅所有者でない場合）
対象工事	別表1参照
施行者要件	別表1参照
申請期間	令和7年7月1日（火）～令和7年7月11日（金） ※申請多数の場合は抽選となります。抽選結果は7月下旬ごろ通知予定です。 ※予算に達しない場合は申請期間以降も受け付けます。
提出先	高齢者支援課 挾間・湯布院地域振興課（高齢者福祉担当窓口）
お問合せ	高齢者支援課 Tel 097-529-7349